

第二十六号議案

江戸川区臨海球技場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区臨海球技場条例の一部を改正する条例

江戸川区臨海球技場条例（昭和六十三年十二月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第六条関係）

利用者の区分		単位	利用料金
中学生以下	一般（高校生以上）	一面一時間	一、五四〇円
			無料

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区臨海球技場条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。